

<保険料滞納者に対する保険給付の制限等に係るQ&A vol. 2>

(問1) 支払い方法の変更(償還払い化)を受けている被保険者について、滞納しているすべての保険料の徴収権が時効により消滅した場合、当該支払い方法変更の措置は終了することとなるのか(給付額減額のみ措置となるのか)?

(回答)

未納保険料が複数の納期分ある場合、最も古い納期に係る保険料に先充てしていくのが原則であり、基本的にはご指摘のようなケースは発生しない(時効により徴収権が消滅しているのに、1年以上2年未満の滞納がないというのは想定しにくい)と考えているが、例外的にこうしたケースが発生した場合には、貴見のとおりである。

(問2) 償還払い化の措置が講じられた月に、例えば1か月分だけ保険料を納付して滞納保険料が11か月分となった場合には、当該措置は解除されるのか?

(回答)

滞納保険料の一部の納付により、保険料の滞納分が1年以下相当となった場合には、その一部の納付が「滞納保険料の著しい減少」に該当するか否かを市町村においてご判断の上、解除を決定すべきものである。

(問3) 月途中で償還払い化の措置が開始された場合、当該月に提供された居宅介護サービス計画費については、報酬上日割り計算が不可能であるため、その月の給付はすべて償還払い化されるのか?

(回答)

介護保険法第66条第4項の規定により、要介護被保険者等は支払い方法変更の記載を受けた場合にはじめて償還払い化されるものである。日割り計算ができない居宅介護(支援)サービス計画費について、月途中で償還払いとなった場合、当月分は償還払い化の措置を適用しない。

(問4) ヘルパー3%措置や社会福祉法人の軽減措置に係る公費負担は、保険給付の一時差止の際には、同様に差し止めてよいか？また、当該公費から滞納保険料を控除する取扱いが可能か？

(回答)

一時差止の場合には、ヘルパー3%措置や社会福祉法人の軽減措置に係る公費負担分についても、これに併せ給付を繰り延べすることが適切と考えられるが、滞納保険料の控除については、法第67条第3項の規定により、保険給付分から行うこととされており、公費負担分から滞納保険料を控除することはできないものである。

(問5) 償還払いにより給付している居宅介護(支援)住宅改修費、居宅介護(支援)福祉用具購入費は、保険給付の一時差止の対象としてよいか？また、当該給付から滞納保険料を控除する取扱いが可能か？

(回答)

保険給付の一時差止は償還払い化されている保険給付について行われるものであり、居宅介護住宅改修費等の支給の場合であっても対象となるものである。また、滞納保険料の控除については、償還払い化の措置を被保険者証に記載した上で、行うことができるものである(法第67条第3項)。

(問6) 一時差止に係る保険給付の額から滞納している保険料額を控除する際には、延滞金分も控除できるのか。

(回答)

法67条第3項の規定により、滞納している保険料額を控除するとされており、保険給付の額から延滞金分まで控除することはできないものである。

この点について、平成10年4月21日全国介護保険担当課長会議資料等の記述は変更する。

(参考)平成10年4月21日課長会議資料(抄)

- 控除を行う場合には、被保険者に対して以下の事項について事前に通知することが必要。
 - a. 滞納保険料の控除を行う旨及び根拠条文
 - b. 控除される給付費の内容(どのサービスに係る費用か)及び滞納保険

料控除後の支給額

c. 控除する保険料額及び納期並びに延滞金の額

※ 控除される給付費には利子は付さない。

控除する保険料には延滞金などの利子を付す。

※ (滞納保険料+延滞金)に一時差止めに係る給付費の総額が満たない場合には、延滞金 → 納期の古い滞納保険料額 の順に充当する。

→ 上記中、「延滞金」についての記述（波線部分）は削除していただきたい。

(問7) 国保の世帯主が2号保険料を滞納している場合、償還払い化や給付の一時差止措置は当該世帯の他の第2号被保険者にも適用すべきか？

(回答)

法第68条第1項により、納付義務が課せられている者でなければ、償還払い化等の措置を行うことはできないものである。